

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長商第231号
委 託 業 務 名 称	駅周辺パブリックスペース活用促進トライアル業務
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	湖の辺のまち長浜未来ビジョンのコンセプト「びわ湖とまちをつなぐ」に基づき、びわ湖とまちなかの両エリアの中間点に位置する長浜駅東ロペDESTリアンデッキ及びえきまちテラス長浜周辺において、来訪者を誘導するサインの設置や周遊を促す取組みを実施し、デッキの通行者数の増加及び両エリア間の回遊性の向上を図る。
履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和6年3月22日まで
契 約 年 月 日	令和5年10月6日
契 約 額 (税 込)	2,503,000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市北船町3番24号 [商 号 又 は 名 称] えきまち長浜株式会社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業務は、湖の辺のまち長浜未来ビジョンのコンセプト「びわ湖とまちをつなぐ」に基づき、びわ湖とまちなかの両エリアの中間点に位置する長浜駅東ロペDESTリアンデッキ及びえきまちテラス長浜周辺において、来訪者を誘導するサインの設置や周遊を促す取組みを実施し、デッキの通行者数の増加及び両エリア間の回遊性の向上を図ることを目的としています。 この目的は、長浜駅周辺エリアの活性化に資するもの、また持続可能で賑わいのあるまちづくりに資するものであり、以下の理由から、えきまち長浜株式会社との一者随意契約とします。 ①えきまち長浜株式会社は、長浜駅周辺のエリアマネジメントを推進する主体として、本市の出資により第3セクター方式で設立している。(平成26年9月) ②長浜駅周辺の新たなまちづくりの担い手として、都市再生特別措置法に基づき、えきまち長浜株式会社を公共的団体として「都市再生推進法人」に本市が指定している。(平成27年3月) ③えきまち長浜株式会社は、本市と長浜駅周辺都市利便増進協定を締結し、同社が長浜駅周辺施設の整備及び管理を一体的に行うこととしている。(当初:平成29年3月、更新:令和4年4月)
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。